

エンデュランススポーツを活用した地域の魅力発信業務仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「エンデュランススポーツを活用した地域の魅力発信業務」とする。

2 目的

世界的に人気があり、多くの参加者を期待できるトレイルランニングの国際大会「by UTMB®」及びトライアスロンの国際大会「アイアンマン70.3」を招致し、開催する予定である。

本業務は、これらの大会の盛り上げを図るとともに、各大会の開催を契機に、各大会がもつ集客力により、インバウンドを取り込み、交流人口・関係人口の拡大、大会を端緒とした飲食・宿泊・観光・特産品の販売など周辺産業への経済波及効果を生み出す。

また、各大会のもつ情報発信力により、開催地域の観光資源や特産品を国内外へPRすることにより地場産業等を支援し、地域経済の維持及び拡大につなげていくことを目的とする。

3 大会概要（予定）

（1）トレイルランニングの国際大会「by UTMB®」

大会名称：三遠 SAMURAI TRAIL 100 by UTMB（仮称）（以下、「by UTMB」という）

開催時期：2027年（以降、毎年開催予定）

開催地域：豊橋市、新城市、浜松市、湖西市

出場者数：全カテゴリで2,500人

主 催 者：2027三遠SAMURAI TRAIL 100 by UTMB実行委員会（仮称）

（2）トライアスロンの国際大会「アイアンマン70.3」

大会名称：アイアンマン70.3GAMAGORI・KOTA（仮称）（以下、「IM70.3」という）

開催時期：2028年（以降、毎年開催予定）

開催地域：蒲郡市、幸田町

出場者数：1,500人

主 催 者：2028アイアンマン70.3GAMAGORI・KOTA実行委員会（仮称）

4 業務内容

（1）開催地域の魅力を活かしたコース設定

①トレイルランニングコースの設定

トレイルランニングの国際大会「by UTMB®」が開催できるコースを2つ（70～120kmの範囲で1コース、30～70kmの範囲で1コース）、開催地域内でそれぞれ設定すること。設定するコースは、2027年度に大会が開催できる程度にまで精査するとともに、トレイルランニングの練習やトレッキングなど多面的に利用できる内容とすること。

設定した2つのコースの大会で使用するマップ、及び大会以外（練習やトレッキングなど）に使用するマップをそれぞれ作成すること。また、GPSによるコースの位置情報を記録したデータ（GPXデータ）をそれぞれ作成すること。

なお、大会以外に使用するマップの作成にあたっては、次の情報を記載すること。

ア コース上又はコース近隣の観光スポット、休憩ポイント、飲食店等の情報

イ 公共交通機関を利用したアクセス方法の図示

ウ コース上の登山口、登山道（林道）の分岐点、名称のある山の山頂、及び観光スポット等の間の距離・歩いた場合の所要時間

【コース設定にあたっての留意事項】

- ・幅広い競技者が安全に参加できるようにするとともに、大会が運営しやすいよう配慮すること。
- ・雨天においても選手の安全を確保でき、緊急時に円滑な選手輸送が行えるコースとすること。
- ・観光スポットを巡るなど、開催地の魅力を感じられるコースとすること。
- ・コースの一部は、公共交通機関を利用でき、アクセスが容易なものとする。
- ・開催地域の山域で活動するトレイルランナーや、山域の維持管理団体（豊橋自然歩道推進協議会など）の意見を聞きながら、地元住民に理解されるコースを設定すること。
- ・木の伐採等の整備が必要な場合は、その箇所及び状況、整備等に必要な費用がわかる資料を用意し、随時「エンデュランススポーツを活用した地域活性化事業推進協議会（以下、「協議会」という）事務局」に相談すること。
- ・コースの設定は、2027三遠SAMURAI TRAIL 100 by UTMB実行委員会（仮称）（以下、「by UTMB実行委員会」という）及び「by UTMB®」の公認機関であるWTC(World Triathlon Corporation)と調整すること。
- ・2026年11月末までに、コース案の設定状況について中間報告をすること。

②トライアスロンコースの設定

トライアスロンの国際大会「アイアンマン70.3」が開催できるコースを設定す

ること。

また、設定するコースは、大会以外にもトライアスロンの練習（バイク・ラン）やサイクルツーリズムなど多面的に利用できるようにすること。

設定したコースの大会で使用するマップ、及び大会以外（サイクルツーリズムなど）に使用するマップを作成すること。また、GPSによるコースの位置情報を記録したデータ（GPXデータ）を作成すること。

なお、大会以外に使用するマップの作成にあたっては次の情報を記載すること。

ア コース上又コース近隣の観光スポット、飲食店等の情報

イ 公共交通機関を利用したアクセス方法の図示

ウ コースの観光スポットや休憩ポイント（立ち寄ることができる場所等）間の距離

エ サイクルラック設置可能場所の図示

【コース設定にあたっての留意事項】

- ・幅広い競技者が安全に参加できるようにするとともに、大会が運営しやすいよう配慮すること。
- ・バイクコースにおいては、レース時に交通規制を実施するため、地元住民の迂回路設定を可能とするなど交通への影響に配慮すること。
- ・観光スポットを巡るなど、開催地の魅力を感じられるコースとすること。
- ・コースの設定は、2028アイアンマン70.3GAMAGORI・KOTA実行委員会（仮称）（以下、「IM70.3実行委員会」という）及び「アイアンマン」の公認機関であるWTC(World Triathlon Corporation)と調整すること。
- ・2026年10月末までに、コース案の設定状況について中間報告をすること。

（２）国内外への広報

① 大会及び開催地域のプロモーションのためのPRムービーの制作

by UTMB及びIM70.3の開催に向けた広報ツールとして、開催地域が持つ魅力をまとめた動画を、大会毎に制作すること。なお、作成するPRムービーは次のとおりとし、再生時間は任意とする。

ア 大会及び開催地域のプロモーション用

イ 大会のプロモーション用（ショートバージョン）

ウ 開催地域のプロモーション用

【納入時期】 by UTMB 2026年11月27日（金）

IM70.3 2027年3月5日（金）

【使用想定】YouTubeなどの動画共有サイト、各種WEBサイト及びSNS、

インターネットでの動画広告等、本大会公式ホームページ

【留意事項】

- ・大会のプロモーションは、コースの魅力をPRできる内容とすること。
- ・開催地域のプロモーションは、地域の魅力（観光資源・特産品）を伝える内容とすること。
- ・撮影計画等は、大会事務局と連携・調整すること。
- ・撮影にあたり必要となる申請の一切を行うこと。

② スポーツ・レジャー産業展示会等でのPRブース出展

by UTMB及びその開催地域のPRのため、スポーツ・レジャー産業展示会等において、PRブースの出展を企画・運営する。

【留意事項】

- ・効果的なPRブースを企画・運営すること。
- ・案内スタッフを1人以上配置すること。
- ・集客に資する装飾物を用意すること。
- ・実施にあたっては主催者との連絡調整を行い、主催者の指示に従うこと。
- ・会場費や設営・撤去費等、実施に必要な全ての費用を負担し、必要な申請等の手続を行うこと。

③ 各種メディア等を活用した情報発信

by UTMBへの参加者促進及びその開催地域の観光資源・特産品等の魅力発信を目的として、各種メディア（雑誌、Web等）やSNS広告等を活用した情報発信を行うこと。

また、トレイルランや登山に関する雑誌（オンライン版含む）への掲載を行うこと。

【留意事項】

- ・by UTMB実行委員会のSNSアカウントから発信するコンテンツの内容については、by UTMB実行委員会事務局と連携・調整しながら作成すること。また、コンテンツには大会アンバサダーを活用するなど、実行委員会のSNSフォロー数が増えるよう工夫すること。
- ・トレイルラン、登山に関する雑誌（オンライン版含む）への掲載については、掲載雑誌・掲載内容など大会事務局と調整すること。
- ・情報発信の際は、以下に留意すること。

- ①トレイルランニングを知らないもしくは体験したことがない層に、トレイルランニングの魅力が伝わる内容とすること。

②開催地域の資源等の魅力やブランド力向上に資する内容とすること。

④ 大会webサイトへの観光資源や特産品の掲載

by UTMBの大会webサイトにおいて、開催地域の観光資源や特産品をPRするため、募集開始（12月頃を予定）までに、掲載ページを作成すること。

【留意事項】

- ・作成にあたっては、大会webサイトの管理者であるby UTMB実行委員会事務局と調整すること。
- ・観光資源や特産品については、開催市の各観光協会等と調整し、内容を決めること。

（３）大会を盛り上げるイベントの企画・開催

①アスリートによる出張スポーツ教室の開催

県内の小学生、中学生等を対象に、トライアスロンの選手を招聘したトライアスロン教室（選手の講義、種目（スイム、バイク及びラン１つ以上）の体験）を企画、開催すること。

【実施場所】蒲郡市、幸田町内

【実施回数】１回以上

【対象人数】25名程度

【留意事項】

- ・安全対策マニュアルを整備し、安全を確保するために必要なスタッフを配置すること。
- ・スイム及びバイク体験を実施する場合、必要な装備一式（ウェットスーツやバイク等）を所持していない参加者に対して貸し出せるよう用意すること。
- ・三河地方におけるトライアスロン等のクラブチームを対象とすることも可とする。
- ・スイム体験の会場は、プールも可とする。
- ・教室の開催後に参加者へのアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容は、県と協議の上、決定すること。
- ・傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- ・参加者の募集や当日の運営などを企画・運営し、実施に必要な全ての費用を負担すること。

② トライアスロンの練習会の開催

県内の高校生以上を対象に、トライアスロン等の選手を招聘したトライアスロン練習会を企画、開催すること。なお、トライアスロンの種目であるスイム、バイク、ランのいずれか1つの開催でも可とする。

【実施場所】 蒲郡市、幸田町内

【実施回数】 1回以上

【対象人数】 25名程度

【留意事項】

- ・安全対策マニュアルを整備し、安全を確保するために必要なスタッフを配置すること。
- ・スイム及びバイク体験を実施する場合、必要な装備一式（ウェットスーツやバイク等）を所持していない参加者に対して貸し出せるよう用意すること。
- ・スイム体験の会場は、プールも可とする。
- ・教室の開催後に参加者へのアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容は、県と協議の上、決定すること。
- ・傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- ・参加者の募集や当日の運営などを企画・運営し、実施に必要な全ての費用を負担すること。

（４）県立高等学校による地元特産品を活用したスポーツ補給食等の開発支援

協議会と大会の開催地域の県立高等学校（以下、「連携校」という（４校））が地元特産品を活用したスポーツ補給食やスポーツ用品など開発を支援するため、以下の業務を実施すること。

ア 開発費用として、連携校に対し500千円を2026年9月末までに支払うこと。

イ 連携校が実施する商品開発へのサポートが可能な企業を調査し、2026年10月末までに対象校とマッチングさせること。なお、企業の選定にあたっては、連携校の意見を確認・反映すること。また、連携校とのマッチングまでに協議会事務局の承諾を得ること。

ウ イでマッチングした企業への謝礼金として、1社250千円程度を支払うこと。

エ 連携校が商品開発した商品の製造・販売を担い、大会当日に販売可能な企業を2027年2月末までに調査・選定すること。選定にあたっては連携校の意見を反映すること。なお、イの選定企業が、製造・販売を担ってもよい。

（連携校）

○三遠 SAMURAI TRAIL 100 by UTMB（仮称）

- ・愛知県立豊丘高等学校（豊橋市）
- ・愛知県立新城有教館高等学校（新城市）

○アイアンマン70.3GAMAGORI・KOTA（仮称）

- ・愛知県立三谷水産高等学校（蒲郡市）
- ・愛知県立幸田高等学校（幸田町）

（５）アジア圏内において開催される「by UTMB®」の他大会との連携

アジア圏内において開催される「by UTMB®」の中から、大会及び開催地域を相互にPRする連携先を1つ選定すること。

また、連携する大会において、三遠SAMURAI TRAIL 100 by UTMB及び開催地域をPRすること。

（６）エンデュランススポーツを活用した地域活性化事業推進協議会の運営支援

年2回程度開催する協議会（各会議は60分程度）、月1回開催する実務者会議の運営支援として、以下の業務を実施すること。なお、協議会は、書面開催に代えることがある。

ア 協議会構成団体と調整し、開催日程を決定し、豊橋駅から徒歩10分以内に会場を設けること。なお、協議会及び実務者会議とも、20人程度の出席を見込むこと。

イ 開催日程や会場を構成団体に連絡すること。また、開催の1週間前までに構成団体に議題及び資料の有無を確認し、とりまとめること。

ウ 次第を作成し、構成団体から提出された資料を含め、出席者分を印刷し、用意すること。なお、次第は、印刷前に協議会事務局の承認を得ること。

エ 協議会及び実務者会議は、オンラインによる出席を認めていることから、オンライン会議に必要な機材（PC、モバイルWi-Fiルーター、Webカメラ、スピーカー、プロジェクター及びスクリーン等）を準備・設営するとともに、会議中の機材操作、会議後の撤去を行うこと。なお、オンライン会議は、「Zoom」など一般的に使用されている会議システムを利用すること。

オ 会議を実施した日から起算して7日以内に議事録を作成し、協議会事務局に提出すること。

5 業務の実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 成果物の提出

実施結果報告書を日本産業規格 A 4 判で 3 部作成し、提出すること。

また、報告書のデータを P D F 形式で作成し、これを格納した電子媒体を 1 部提出すること。

7 委託料の支払

原則、精算払いとする。ただし、受諾者が円滑な業務を行うため、着手金を申出た場合、委託者の承認を得た上で、契約金額の一部を前金払いとする。

8 納入場所

エンデュランススポーツを活用した地域活性化事業推進協議会事務局
(愛知県スポーツ局スポーツ振興課)

9 その他

- (1) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に協議会事務局と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、協議会事務局に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会事務局に帰属すること。
- (5) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしはならない(契約終了後も同様とする)。また、情報の管理・保管を十分に行うこと。
- (7) 本業務の実施に当たり、協議会事務局から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。